



## サッカーで強い体を

若いときにスポーツをやるということは、健全な心と体をつくりあげるといわれています。

市では、毎年チビっ子サッカー教室を開き、サッカーの好きな少年たちにサッカーの基礎技術をおぼえてもらい、それによってサッカー好きな少年たちのふえることを願いとしています。

参加者は約80名、そのなかにサッカーを愛好するスポーツ少年団もまじり、先生にボールのけりかた、止めかたなど基礎的な動作の指導をしんげんにうけ、そのあとグラウンドせましとボールを追っていました。

# 6月27日 投票日

## 参議院議員選挙日決まる

参議院議員(全国区、地方区)

選挙の投票日が六月二十七日(日曜日)と定まりました。

参議院議員は定数が二五〇人でそのなかで全国選出議員一〇〇人、地方選出議員一五〇人となっております。

また、任期については六年ですが、三年ごとに議員の半数を改選しなくてはなりません。そこで今回、全国区五〇人、地方区七六六人(欠員一名含む)の選挙がおこな

われるわけです。

「衆議院は数」「参議院は理」といわれております。また参議院は「良識の府」ともいわれ、衆議院の行為をチェックするところでもあります。

このように参議院の選挙は、わたしたちの代表を自分で選ぶことによって、愛する郷土の発展と、明るい社会をつくりあげる大切なものなのです。

新聞、テレビなどを通じ、候補者の人格、識見をよく知り、自由な意志と正しい判断で選びましょう。

### 三カ月以上の

居住者が登録される

この選挙で、あたらしく選挙人名簿に登録される人は、つぎの要件を備えていることとなります。

○年齢の要件

四六年六月二十七日までに満二〇歳になるかた。(昭和二六年六月二十八日までに出生した人)

○居住の要件

四六年六月二日現在、三カ月以上居住している人。(ことしの

三月二日までに転入した人)

選挙人名簿に登録されるためには、その要件に該当し、住民登録をしていなければなりません。

### 転居した場合

投票所がかわる

市内の転居によって、住所がかわった場合、窓口係で五月三日までに届出を済ませた人は、新しい住所の投票所で投票できるように名簿の移し替えをおこないます。

### 不在者投票に

証明書はいらない

投票日にしごとのため他の市町村へ出張や旅行、またはなにかの事情で滞在するとき、出発する前に市選挙事務局で不在者投票ができます。

また、他の市町村でなくても、同じ市内で、どうしても自分の投票区で投票できない場合、たとえば鷺別町から登別温泉町に滞在するため、当日投票できないというときにも、不在者投票ができるようになります。いままで、この手続きには職場

の証明書の提出を必要としましたが、今回からは本人が理由を申しでて、宣誓書を提出するだけでよいわけです。(この場合、印鑑が必要です)

なお、不在者投票はつぎの期限までです。

昭和四六年六月二六日まで。

また、入院療養中の患者でも指定を受けている病院に入院しているときは、その病院で不在者投票をおこなうことができます。

市内で指定を受けている病院は 恵愛病院、三愛病院、整形外科病院、国立病院、北大分院の五病院です。

### 文盲のかたは

代理投票で

手を使えないとか、文盲のため候補者の氏名を自分で書くことのできないときは、投票所内で申しでますと、係員が本人にかわって指示された候補者の名前を代筆します。ので、投票することができます。

### 投票は地方区がさき

全国区はあと

全国区の投票用紙は、うすい黄色で、地方区はうすい桃色の用紙となっております。

また投票は地方区を先におこない、全国区をそのつぎにおこないます。

### 入場券紛失のときは

投票所で再交付を

投票入場券は、もうみなさんのお宅へ届いていることと思いますが、入場券を紛失したり、焼失したときは、選挙当日、投票所で係員にそのむねを申しでますと再交付してもらえます。

なお、投票時間は午前七時から午後六時までですが、カルルス温泉休憩所と鉱山小学校の投票所は午後四時までですので注意するようにしてください。

### 開票時の参観人は

五〇人に制限

開票は即日開票で、午前八時三〇分から中央公民館でおこないます。

なお、この開票の参観人は先着五〇人だけとなっております。



選びぬけ、悔いなく6年まかす人。



市長、市議選挙の開票風景

# 市民税の負担を軽減

## いろいろの控除額が改正

市民税解説

ことしの市道民税、納税通知書がみなさんのお宅へ届き、また、会社員などは勤務先から「特別徴収税額通知書」を受けとったことと思いますが、ことしも基礎控除などの所得控除額が改正になっております。

そこで、自分の所得から差し引かれる、いろいろな控除額がどのように改正になって、みなさんに有利になったか説明してみます。

### 妻と子ども

#### 共に二万円引き上げ

市民税の所得割は、納税者の所得の大小に応じて負担していただくのですが、所得の全体について税金がかかるものではありません。

みなさんに、妻や子どもがあるとき、配偶者控除や扶養控除など所得から差し引く方法があります。そこで、これらを差し引いた後の所得にたいして税金がかかるわけですが、控除される金額はつきのように改正になりました。

種別	46年度	45年度
基礎控除 (納税者全員)	14万円	13万円
配偶者控除 (妻のいる納税者)	13万円	11万円

扶養控除 (子ども一人につき)	10万円	8万円
ただし納税者に 妻がいなくこと ものいる場合	11万円	9万円
人日にかぎり		

### どれくらい

#### 減税になるか

そこで、市民税の所得割がかかる人たちは、ことしの改正によって、どれくらい減税になるかをみてみましょう。

たとえば、夫婦、子ども三人の家族で、夫の四五年中の給与、ボーナスなどの収入金額が一五〇万円としますと、ことしの市民税所得割は約二万六千円かかります。しかし、いまかりにいろいろの控除が引き上げされないものとするれば、約三万三千円かかるわけですから、この人はことしの改正で約七千円減税されたわけです。

また、これを青色申告をおこなっている事業主(妻を事業専従者とし、子ども三人の家族とする)で、四五年中の事業による所得(収入金額から必要経費を差し引いたあとの金額)が一五〇万円としますと、ことしの市民税所得割は約三万六千円かかります。

また同じように引き上げがおこな

なわれない場合、約四万一千円かかるわけですから、この人も改正によって約五千円の減税がされることとなります。

さらに障害者、老年者、寡婦、未成年者、または勤労学生についても、いままでの控除額八万円が、ことし一万円引き上げになって九万円と、税負担の軽減がおこなわれています。

### みよりのない老人を

#### 世話する場合も扶養控除

税金の上で扶養控除を受けることができるのは、納税者と生活に共にしている親族、または里子に限られていました。そこで六五歳以上のおとしよりが、みてくれる親族がないため、自分が世話をしていけるという場合、扶養として控除が受けられませんでした。

しかし、ことしの改正でみよりのない老人を世話する(希望して道知事から養護受託者の指定を受けます)ときなどは扶養親族として控除を受けることができるようになりまし。

### 肢体不自由な老人も

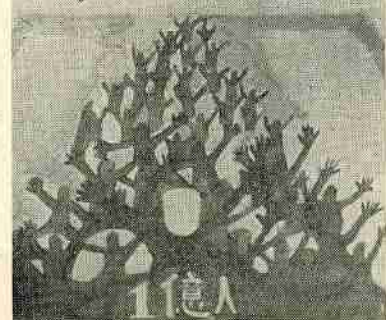
#### 障害者として控除

また、老年になった(六五歳以上)人で、ねたきり老人のほか、たとえば老人痴呆、老化による肢体不自由などの障害のある人は、いままで障害者控除として認めていませんでしたが、これも、ことし市福祉事務所長の証明がありますと、控除を受けられるようになりました。

## 交通安全啓発作品から



## 交通安全



入選 登別温中2年 田坂 峯 夫

### 入選 国旗がくらの

#### 国道がくらの

入選 幌別東小五年 前田美佐子

わたしの家の前では、よく交通事故があります。

わたしたち家族がうつつてきてまもなく、ダイコンをつんだ馬車に、じょうよう車がぶつかってきただという事故がありました。このじょうよう車はべちゃんこになり馬は死んでしまいました。馬車にぶついていた人は馬車からとびおりぶじでした。

そのほか、雨のため車がスリッパして、くぼみにおちてひっくりかえった事故や、降りゆう所のところにとまっていた大型トラックにうしろからきたじょうよう車が大型トラックにぶつかり、運転していた人の首がとんでしんでしまった。どうして交通事故がおこるのだらう。ちよつとのまちが

いも大きな事故につながります。わたしの家の前は、がいがいもなく、国道がくらのせいもあると思います。全体できにがいがいがすくないので、もっと多くすれば、このような事故がなくなると思います。

もう一つ考えていることは、おうだん歩道ですが、うちの前にはおうだん歩道がありません。わたしはなんど家の前におうだん歩道があつたらなあと思つたかじれませんが、ソーダのお店までいくにもおうだん歩道をわたらなければならぬのなら、学校のおうだん歩道をわたらなければなりません。いそいで買いにいくときは、どうしても、すぐ家の前の道路をわたってしまいます。こういうことから交通事故にもなりかねません。おうだん歩道があれば、その所で車も、いつ人がとおるかかわらないので注意しますから、交通事故もなくなると思います。

# 市民課に公害対策係を新設

## 係の名称を親しみやすく

### 市の人事異動

市では課、係の統廃合、新設、名称変更などの機構改革と、それにもともなり人事異動を六月一日付でおこないました。

この機構改革で市民課に公害対策係を新設し、観光商工課に労政係を新設しました。

また都市計画を促進するために課を都市計画課と区画整理課に分け一七課一室となりました。係長以上の異動はつぎのとおりです。( )内は旧職名

#### 総務部

総務課長兼職員係長 工藤英二( )

市民課長 西尾和久(住民課長)

建設部長 関藤輝雄(教育委員会総務課長)、土木課長、政田正雄(土地改良係長)、都市計画課長

福祉事務所長 大家保治(福祉事務所副所長)、社会係長 上原登志雄(交通安全係長)、各保育所長 林 仙一(鷺別支所長)

#### 民生部

庶務課長、企画課長 菊地 衛(理財係長)、庶務係長 千葉一義(管理係長)、文書係長 志賀征夫(監査委員事務局書記)、計算係長 伊達 裕(行政経営近代化推進本部企画担当部主査)、調査広報係長 伊奈耕三(水産係長)、理財係長 萩原礼二(福祉事務所社会係長)、用度係長 熊谷祐二(用度係)、市民税係長 玉手信行(税務係長)、収納係長 小紫泰次(登別支所長)

#### 建設部

衛生課長 前川敏雄(衛生センター長)、市民係長 佐々木勇司(窓口係長)、公害対策係長 長沼進(教育委員会学事係長)、保険係長 阿部 憲(国民健康保険係長)、年金係長 久保光国(国民年金係長)、衛生係長 佐々木功(予防衛生係長)、清掃係長 山田 修(環境衛生係長)、衛生センター長、高野英明(水道部料金係)

#### 経済部

観光商工課長 野村仁司(水道部業務課長)、水産係長 広田健治(窓口係)、観光係長 伊藤晴一(教育委員会体育青少年係長)、商工係長 片山金治(商工労政係長)、労政係長 猪股健一(税務係長)

#### 監査委員事務局

部に属さないもの  
鷺別支所長 吉田精一(衛生課長)  
登別支所長 柳谷弘志(学校給食センター長)  
議会事務局  
議事係長 小林 剛(調査広報係長)

#### 教育委員会

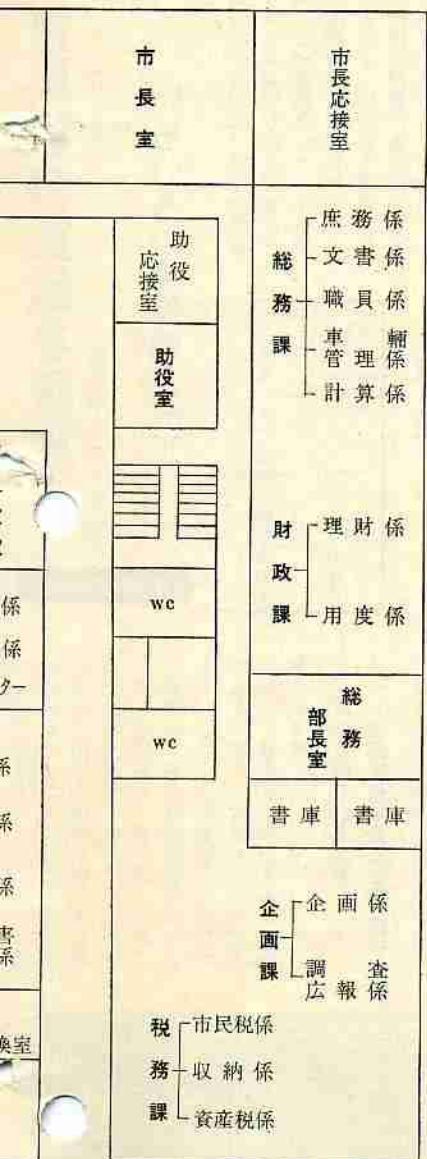
事務局長 大島林造(文書係長)

#### 水道部

総務課長 秋本 慧(企画課長)  
学事係長 前田 仁(観光係長)  
体育青少年係長 富樫利一(体育指導主事)、学校給食センター長 吉田義雄(住民係長)

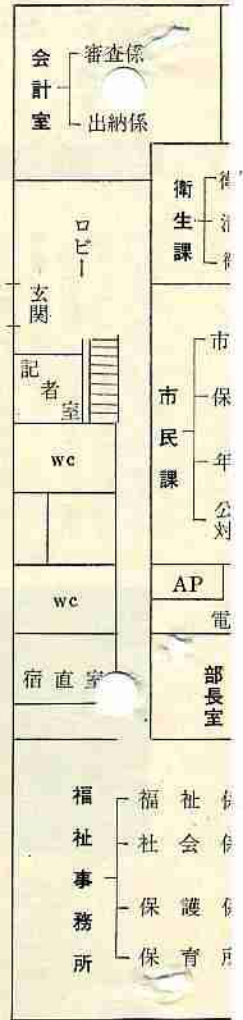
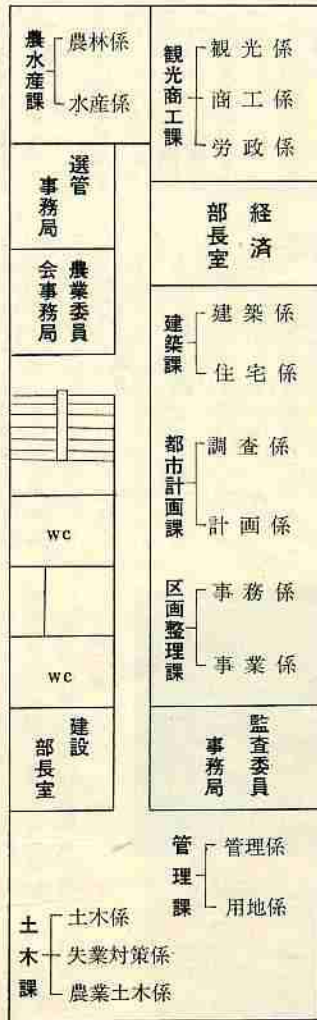
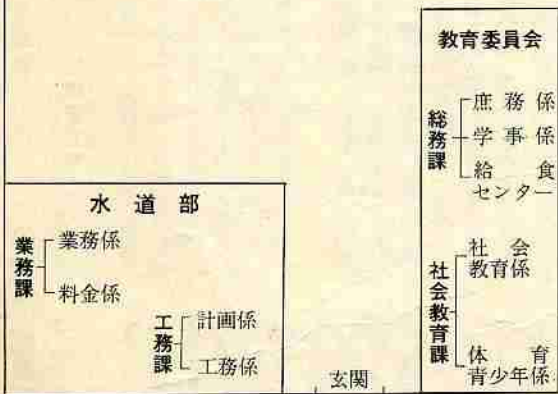
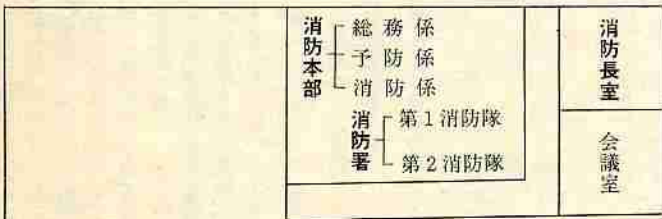
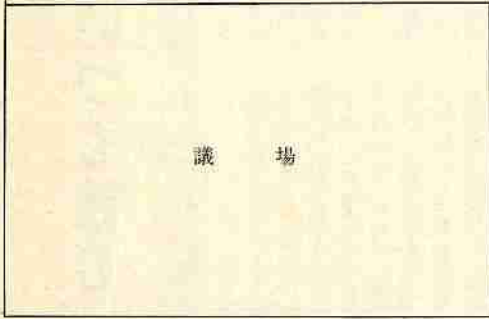
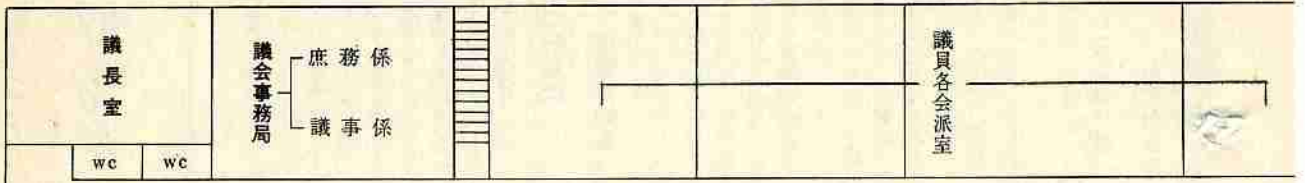
#### 消防本部

消防署次席兼消防本部消防係長 小西直輔(消防署直轄長)、子防係長 山下賢三(消防署直轄副長)、総務係長、内山研二(消防本部総務係)、消防署第一消防隊長、中田幹雄(消防署直轄副長)  
消防署第二消防隊長 笹井達雄(消防署直轄主任)



2 階

# 市役所内はこのようになっている



中央公民館

3 階

1

広報アンケートから

# 87%が「いつも読む」

## 市政の解説とお知らせを重点に

「広報のほりべつ」がみなさんにとどくように受けとられ、また、みなさんは何を期待しているかを知るため、市では広報、三月号でアンケートをおこないました。

回答を寄せられたみなさんに深く感謝を申しあげます。また、これをもとに内容を分析しましたので公表いたします。

### 市の行政は

#### 広報で知る

あなたは市役所のしごとについて、おもにどのようなもので知りますかとの間に、広報のほりべつと答えた人が八七%、このなかで広報と日刊新聞の両方で知ると答えた人が二四%、人づてに聞くと答えた人が一七%、その他(自分でいってみる、回覧板で知る)と答えた人が、わずか四%となっております。

このように広報のほりべつ占める割合が大きいことがわかりました。

#### 届いていないは

#### わずか三%

市では毎月、広報のほりべつを

町内会におたのみして配付していますが、お宅に届いていないかとの間に、毎月届くと答えた人が八八%、ときどき届くと答えた人が九%、届いていない、わからないと答えた人が三%となっております。届いていない、わからないと答えた人の理由は、「配付方法がわからない」「町内会に入会していないと配付されないのか」との声があり、早い機会に実情を調査して、全戸へ配付するようにしたいと考えています。

#### ほとんど読まない人は

#### わずかだけ

広報のほりべつをいつも読んでいますかとの間に、いつも読むと答えた人が八七%、ときどき読むと答えた人が八%、ほとんど読まないと答えた人が五%となっております。

このように、広報が配付されるほとんどの市民が手にとって、読んでいることがわかりました。

#### 行政事務の

#### 身近なものが読まれる

ここでああなたが読んだ事はど

ですかとの間に、市政と解説を読む人は七五%、お知らせは七三%、福祉のしごとは六九%、市議会は六三%、市の財政は六二%、カメラは四八%、まちかど四八%となっております。

このように広報紙は市政の解説と行政事務の身近なお知らせが、市民に最も読まれていることがわかり、広報の使命でもあるといえます。

#### 婦人・子供に

#### 読まれるものを

またどなたが読みますかとの間に世帯主が八〇%、妻が五七%、子供(二五歳以上)が二一%、おとしよりはわずか二%となっております。

今後、市の行政を知っていたために、市役所と子供に読まれるようなものを、広報編集企画のなかに盛りこんでいきたいと考えています。

#### ページ数を

#### ふやすうに努力

広報のページ数についてどのようになっていますかとの間に、ふやした方がよいと答えた人が五八%、いままででよいと答えた人が三七%、少なくした方がよい、わからないと答えた人が五%となっております。

市の行政を少しでも多く広報するため、ページ数をふやすうに努力していきたいと考えています。

#### 文章は

#### いままででよい

広報のことば使い、漢字、用語はむずかしいと思いますかとの間に、いままででよいと答えた人が六八%、まあまあであるか答えた人が二八%、むずかしく読みにくいと答えた人が四%となっております。

広報は不特定多数の市民を対象としますので、編集するときも、中学一年生程度を基準にして、わかりやすく、読みやすい文章に心がけていますが、いままででよいという答えをいただいたようです。

#### 数多くの意見

#### 市民の投稿欄を

市の行政で知りたいことと、広報への注文では、「市議会の様子議員と市長の質疑応答、出席率などを名前入りで広報してほしい」「市の要望にどのように応じたかなどの相互流通をはかってほしい」、「市民の声を取りあげる投稿欄を設けてほしい」など、建設的な意見、要望がたくさん寄せられております。

みなさんの広報、親しまれる広報とするため、さらに前進するよう努力していきたいと思っております。

## 15人の戦没者に勲章

四六年度、第一回目の戦没者叙勲の伝達式が、さる五月一八日おこなわれ、午前一〇時から戦没者に黙禱されたあと、遺族にたいし

て田村助役から伝達されました。このたびの叙勲者はつぎのかたがたです。

- ▽勲七等旭日章、高橋光雄(鷺別町)、佐々木久雄(富岸町)
- ▽勲八等旭日章、工藤忠嘉(川上町)、目黒定良(来馬町)、藤田敏雄(登別町)、相良浄一郎(来馬町)、中村武氏(幌別町)、佐々木輝一(札内町)、半田運藏(上鷺別町)、百々順(上鷺別町)、加藤秀雄(上鷺別町)、吉田博英(来馬町)、稲川源蔵(来馬町)
- ▽勲八等瑞宝章
- ▽定成義雄(川上町)



鄭重におこなわれた伝達式

# 市政の現況を熱心に見る

## 市議会議員さんの行政視察



急速に伸びる上鷺別地区、住宅団地の市道と私道の現況と将来の道路のありかたなどについて説明を受けた。

市では、ことし改選になった市議会議員に、市有公共施設など市の行政がどのようになっているか市政の現状や、今後の方向について知っていただこうと、行政視察を5月25・26日の両日おこないました。

出発前から、あいにくの雨でしたが予定通り、富岸の海岸保全状況や、急な勢いで伸びている上鷺別住宅団地、第1期工事の完成をみた若草小など2日間に32カ所の施設を熱心に視察しました。



44、45年度で建設した市営住宅100戸と道営住宅32戸の川上団地を視察、ことし52戸の建設を予定しているなどの説明を受けた。



河川の護岸状況を熱心に質問する小坂議員と説明する高田市長。



上鷺 若草小の第一期工事は六千五百五十万円で完成したという説明のあと、第二期工事現場を視察。



### 市の人口

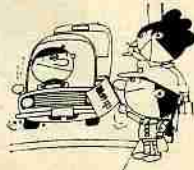
4月末現在

総人口	46,498 (135増)
男	23,453 (78増)
女	23,045 (57増)
世帯数	12,943 (72増)
( ) 内は先月との増減	

### みんなで加入、楽しい生活

1ヵ月40円であなたを守る

市民交通  
傷害保険



### 今月の納税

- ◎市道民税 (第1期)
- ◎国民健康保険税 (第1期)

6月30日までです。忘れずに納期内に納めましょう。



### 身体障害者の 診療更生相談

市では身体障害者の無料診療更生相談をおこないます。  
これは、身体障害者の心と体などそれぞれの能力に適した職業を指導し、その更正に必要な相談に応じるものです。

#### ▼実施科目

整形外科、耳鼻科、眼科

#### ▼更生相談の内容

- ・補装具の交付と修理
- ・手帳の交付と再交付
- ・身障者更正施設への入所相談
- ・医療更正相談
- ・障害年金受給の要否
- ・職業相談

#### ▼実施日時

七月二三日、午前九時三〇分から午後五時まで

#### ▼場所

中央公民館(二階ホール)  
費用は無料ですが、くわしいことは市福祉事務所か、もよりの支所へお尋ねください。

### 引揚者特別交付金の

国庫債券を買上げします

外地から引揚げてこられたかたの国庫債券の償還期日が、八月五日で第四回日となっております。この債券を市福祉事務所で購入するようになりましたが、これは現在、生活にこまっていまするかたとか、災害などにあわれたかたが対象となっておりますので、くわしくは市福祉事務所社会係へ相談してください。

### 就業構造基本

#### 調査についてお願い

総理府統計局では、七月一日に就業構造基本調査という統計調査をおこなうことになりました。

この調査はひとびとの仕事の内容や、就業のしかたなどをしらべるために全国から二万ほどの調査地域をえらんで調査します。

市内で七つの調査区が指定されましたので、調査の準備のため調査員が六月二八日から七月一日までお伺いします。そのあと、実際の調査のため世帯の一部が公平にえらばれ、再度、調査員が七月四日から九日までお伺いしますので、協力くださるようお願いいたします。

### 幼児家庭教育の 学級生を募集します

明年三月まで、毎月一回開設する幼児家庭教育学級生を募集しています。

学習内容は、こどもの精神衛生(四〜五歳児の世界、反抗期、性への興味、幼児の健康と喜ばれるおやつ)の作りかたなどの料理実習をおこないながら、親としていつ、どこで、何をどう教えたらいいかという自信を深めていただくものです。

対象者は、幼児をもつ母親、または、これから幼児を育てようとしているかたで、教育委員会に申し込んでください。

### 国家公務員(税務)

#### 採用初級試験があります

税務職員になる、四六年度国家公務員採用初級試験をつぎの要領でおこないます。

#### ○願書受付期間

七月一日から七月三〇日まで

#### ○申込先

人事院北海道事務局

(札幌市大通西一〇丁目)

#### ○受験資格

昭和二六年四月二日から昭和二九年四月一日までに生れた男子。(高校卒業程度の学力で学歴は問いません)

#### ○第一次試験

一〇月三日(合格発表十月下旬ごろの見込です。)

#### ○第二次試験

一月中旬(合格発表二月中旬ごろの見込です)

なお、くわしくは人事院、国税局、各税務署にお問い合わせください。

### 税務大学の 学生募集

国税庁では、昭和四七年度に入学する税務大学の学生を募集しております。

この大学は、税務職員の養成機関で札幌のほか全国に七カ所の研修所があつて、そこで一年間専門の知識と、ほぼ一般の大学と同じ水準の教養を身につけて、卒業後は各税務署に配置されます。

また、在学中は国家公務員として採用後すぐ仕事につく一般の職員と同じ給与が受けられます。

#### ○受験資格

昭和二六年四月二日から昭和二九年四月一日までに生れた男子(高校卒業程度の学力で学歴は問いません)

#### ○願書受付

七月一日から七月三〇日まで

#### ○申込先

人事院北海道事務局

(札幌市大通西一〇丁目)

なお、くわしくは人事院、国税局、各税務署にお問い合わせください。

### 自衛官募集

二等陸海空士の募集をしており

ます。

満一八歳以上、二五歳未満で中学校卒業程度以上の学力のあるかたであれば応募できます。

- ① 市民課 (⑤二一)
  - ② 幌別駐とん部隊 (⑤二一)
  - ③ 室蘭募集事務所 (③八七三)
- へお問い合わせください。



ご寄付ありがとうございます  
ございます

#### (愛情銀行へ)

角田光弘(上野別町) 一〇〇〇円  
コーヒーパルイ(米馬町) 六五五円

#### (古切手寄託)

南 君江(千歳町) 八〇〇枚  
幌別中学校生徒会 七、五〇〇枚  
中沢裕子(米馬町) 二五〇枚  
(児童公園へ)

#### (小笠原農園)

ヤナギ二〇本  
(市庁舎前へ) ナナカマド一本